

## 国連基本原則を支持する行動の要請（第二次）

我々、末尾に署名した弁護士会、法曹協会及び国内・国際の弁護士団体は、第14回国連犯罪防止刑事司法会議の参加国に対し、1990年の第8回国連犯罪防止刑事司法会議で採択された国連弁護士の役割に関する基本原則（以下「基本原則」という。）に基づき、法の支配を支持し、人権を促進・保護することにおいて、弁護士と法律専門家が果たしている重要な役割を、基本原則に従って、十分に認識し、支持し及び保護することを求める。

弁護士と法曹の独立は、持続可能な開発2030年アジェンダの持続可能な開発目標（SDG）16の実現において争いのない不可欠な要素であり、その当該開発目標において、加盟国は、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で責任のある包摂的な制度を構築することを特に約束している。法の支配と人権の促進と保護のための基本的な柱としての、独立した弁護士と法曹の役割は、2020年7月に採択された国連人権理事会の決議（A/HRC/44/L.7）において再度強調されている。

それゆえ我々は、弁護士が専門的職務を果たす中で受ける脅迫、威嚇、報復、嫌がらせと干渉を含め、世界中で頻度を増す法曹の独立と個々の弁護士に対する攻撃と干渉について、重大な関心を持って注視しているところ、弁護士は、逮捕、訴追、弁護士資格剥奪を含む恣意的な制裁にさらされ、さらには、その職務に従事した結果として安全が脅かされていても、政府が十分に弁護士を守らないという状況にさらされている。

基本原則の採択30周年に引き続いて、我々は、「法的援助へのアクセスの権利、法曹の独立した職務を守ることを目的とする最も包括的な国際的な規範の枠組み」<sup>1</sup>を提供しており、基本原則の意義と普遍性とを再確認したい。

そこで、我々は、諸国家に、以下の事項を呼び掛ける。

### 1. 弁護士と法曹への新たな現実と脅威に対応して、弁護士の独立と職務に関する

---

<sup>1</sup> Report of the Special Rapporteur on the independence of judges and lawyers, June 2017, A/HRC/35/31, para 17.

基本原則その他の自国及び国際的な規範と基準<sup>2</sup>を、法的にも実務においても、完全に遵守し、法典化し、実施するために、効果的で創意に満ちたメカニズムを採択すること。弁護士の特権性に関する条約を起草している欧州評議会の努力のような、この基本原則に沿って特別の拘束力を持つ文書の採択を目指す、現在及び将来のあらゆる試みが、積極的に支持されるべきである。

2. その領域内にある全ての人々のために、刑事手続における初期の段階から全ての過程を通じて、独立した弁護士による代理への迅速、実際的かつ効果的なアクセスをいかなる差別もなしに確保すること。弁護士へのアクセスに対して加えられるいかなる制限も、国際人権法に合致したものでなければならない。
3. 基本原則 16 及び 17 が定めるように、専門的職務を行使する全ての弁護士が、国家や非国家主体によるいかなる種類の干渉からも保護されるような保障を確保すること。国家は、専門的職務を遂行したことにより、様々な国家機関や非国家の主体から特に標的とされる可能性のある弁護士に対して、積極的に追加的な保護と安全対策を提供すべきである。特に標的とされるのは、例えば、悪名高い又は反政府の立場にある依頼者やそのような主張を代理する場合、国家が国の安全保障への脅威であるとの主張を行う場合、あるいは法の支配が機能していない場合である。弁護士は、いかなる時でも、自らが弁護士に依頼し、公正な裁判を受け、またそれに伴う適正手続が保障されなければならない。
4. 法曹の独立の原則、また、これに関連して弁護士を依頼者やその主張と同視してはならない原則（原則 18）、そして弁護士が書面や口頭の訴えにおいて業務と関連して誠実に行う陳述を民事的にも刑事的にも免責すべきこと（原則 20）は、絶対的な保障を受けるものであり、制約があってはならないことを確保すること。
5. 法曹資格の取得手続と弁護士としての実務資格の取得条件において、公平性、客観性、非差別性及び透明性を確保すること。それは、司法への平等なアクセスとジェンダー・人種・宗教・民族的出身・性的指向・政治的意見・障がい及び特定の社会集団への所属による差別禁止という基本原則（原則 10, 11）を前提として、法曹がサービスを提供する住民を代理することを確保しようとするためのものである。とりわけ、国家と弁護士会は、ジェンダーに基づく差別と戦い、法曹における女性、特に脆弱なグループ出身の女性に対して、機会均等を確保するための特別の措置を採るべきである。

---

<sup>2</sup> それらには、世界人権宣言（1948）、市民的及び政治的権利に関する国際規約（1966）、自由権規約委員会の一般的意見 32「14 条：裁判所・法廷の前の平等及び公正な審理への権利」（2007）、「刑事司法における法的扶助へのアクセスに関する原則とガイドライン」（2012 年 12 月国連総会で採択）、国連人権理事会・人権委員会・国連総会の司法・陪審・査定者の独立と公平性及び弁護士の独立に関する諸決議と諸決定がある。

6. 例外的な状況を除いて、弁護士がその専門職務を効果的に行うことを可能にするための弁護士への保障が、いかなる国内法や条項によっても抑制されないように確保すること。その保障には、身体拘束された依頼者を含め依頼者と自由かつ完全な秘密のもとに接見し通信するための十分な機会・時間・便益を受ける弁護士の権利、弁護士の業務について合理的な報酬を受ける権利、また必要な時には弁護士が自由に移動して依頼者と協議できることが含まれる。例外的な状況における制限は、司法正義の利益の保護のために必要な場合にその追求する正当な目的の達成に比例するものであるという限度で、かつ、防御権を実際かつ効果的な形で確保するために必要なセーフガードとともに、法的な手続とメカニズムを通じてのみ許容される。これらの諸条件は、国内・国際の安全保障の利益を保護すると称するいかなる立法、または、テロリズム、過激主義、薬物取引、腐敗、マネーロンダリング、越境的組織犯罪との戦いと称するいかなる立法に対しても、適用される。適正手続と公正な裁判を維持するのに不可欠である弁護士と依頼者の通信秘密保護制度（いわゆる秘匿特権）を保護するために、特別の措置が確保されるべきである。
7. 法曹の核心的価値の保護者として、独立して自治権を持つ、法曹の全てのメンバーにとってアクセス可能な、弁護士専門家団体を結成する弁護士の権利を承認・促進すること。また、この独立の保護を、国内法の制定を含めて確保すること。その目的のために、国家は、職業上の基準及び倫理を維持・保障し、会員に対する懲戒手続を適正手続保障に沿って取り扱いかつ監視し、また個々の弁護士を訴追、攻撃、不適切な制約から保護するための弁護士専門家団体の不可欠で極めて重要な役割を、尊重し、保護し、促進しなければならない（前文、原則24から29）。国家はまた、弁護士会とともに、異なる法域の弁護士間の協力と相互援助、そしてそれがもたらす知識と最善の実務の共有にとって、障害となるものを取り除かなければならない。
8. 司法へのアクセスに関する、また、法律扶助を含む効果的で平等な法的サービスへのアクセスを提供するための弁護士の役割（原則25）に関する、適切な形での公衆への教育を、また、関連する新しい技術に基づいて、弁護士専門家団体と協力して、促進し、支持すること。
9. 弁護士会や弁護士専門家団体と協力して、将来の弁護士のために適切な法的訓練を、そして全ての弁護士のために継続教育を受ける機会への平等なアクセスを提供すること。これらの訓練や教育には、職業上の倫理と人権に関するものが含まれ（原則9）、また、データ保護、新技術、及び人工知能、並びに一般的に権利・義務・法曹に影響し得る関連するその他のトピックの研究が奨励されること（原

則9)。

10. 法曹と司法アクセスに関わる立法の過程に、弁護士と弁護士専門家団体が時宜を得てかつ意味のある方法で参加する権利を確保し、司法の運営を批評する役割を果たす場合の、弁護士によるソーシャルメディアを含めた言論と表現の自由の権利を尊重し保護すること(原則23)。弁護士と弁護士専門家団体は、司法アクセスや司法の運営に関すること、また、人権の保護に関することを含め、法の支配を尊重しない当局に対し、自由に異議申立をすることができなければならない。
11. 全ての弁護士と、専門的な方法で弁護士の職務を行う者に対し、その職務を効果的に行うために必要かつ関連する場合に、以上に述べた保障の適用と実施を、国際的基準に従って確保すること。この確保の対象は、国際的・地域的な裁判所や機関における職務も含む。

最後に、我々は、第14回国連犯罪防止刑事司法会議が、国連犯罪防止刑事司法委員会及び国連総会に対し、法曹の独立を国内的・地域的・国際的なレベルで監視するための技術的なガイダンスを作成するように勧告することを要請する。

我々は、さらに諸国家が、独立した国内・国際の弁護士団体を含め、関係するステークホルダーとの協議のもとに、法曹の独立を適宜監視して、現実にそして潜在的に存在する脅威と課題とを見いだしていくことを求める。